

平成 27 年 6 月 3 日
復 興 庁

社会資本整備総合交付金（復興）のうち 今後一般会計で対応する事業の考え方

「集中復興期間の総括及び平成 28 年度以降の復旧・復興事業のあり方」（平成 27 年 5 月 12 日）において、「地域振興策や将来への災害への備えといった全国共通の課題に対応するものについては、地方創生分野をはじめ既存の一般会計等の施策を活用し取り組むこととする」としたところである。

これを踏まえ、社会資本整備総合交付金（復興）[道路事業・砂防事業]にかかる事業のうち、以下の事業は引き続き復興特会に計上することとし、それ以外の事業は一般会計等の施策を活用する。

1. 道路事業

○岩手県、宮城県、福島県各県内のうち

- ・東北自動車道以東で実施する事業

○青森県、茨城県、千葉県、長野県各県内のうち

- ・太平洋沿岸の地方公共団体（太平洋沿岸から 5km 以内の事業を含む）で実施する事業

2. 砂防事業

○岩手県、宮城県、福島県各県内のうち

- ・沿岸市町村及び避難解除等区域の 12 市町村で実施する事業
- ・東日本大震災で土砂災害が発生した個所における災害防止事業等
- ・復興事業により整備済又は整備中の施設の保全のため実施する事業